

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

令和7年6月1日現在

1 事業主体

事業主体名	社会福祉法人 信 和 会
代表者名	理 事 長 細 越 善 次 郎
所在地	東京都中央区日本橋浜町二丁目44番4号

2 事業所の概要

事業所名	グループホーム こもれびの家		
事業所の種類	認知症対応型共同生活介護		
管理者名	荒川 真知子		
指定年月日	平成13年2月1日		
所在地	青森県八戸市江陽二丁目13番36号		
電話番号	0178-45-5304		
定 員	18名	食 堂	2室
居 室	18室 (16.9㎡・21.1㎡)	調理室	2室
個 室			
浴 室	一般浴槽、中間浴槽		

3 事業者の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	業務の一元的な管理	1名
計画作成担当者	介護計画の作成	2名以上
介 護 職 員	日常生活全般にわたる介護業務	10名以上

4 事業者のサービスの特徴など

(1) 運営方針

地域の認知症である高齢者が家庭的な環境の中で、安定した健康で明るい生活が送れるよう共同生活の場を提供する。

(2) 運営目的

地域の認知症である高齢者に対し、日常生活における援助等を行う事により、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、認知症である高齢者が精神的に安定して、健康で明るい生活を送れるように支援し、認知症である高齢者の福祉の増進を図る事を目的とする。

(3) 事業計画

事業の遂行に当たり、専門スタッフによる安全で充実した日常生活を送れるよう、以下のサービスを行います。

- ①一定の期間、住居及び食事の提供を行う。
- ②利用者に対して、金銭管理、健康管理の助言等の生活指導を行うと共に緊急時の対応を行う。
- ③利用者に対して、食事、入浴及び排泄介助の援助を行う。
- ④グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、利用者が安心して生活を送れるよう援助を行う。

(4) 利用定員 2ユニット 18名

5 利用料金

①基本料金

介護区分	1日当たりの利用料金	1日当たりの自己負担分 (1割)	1日当たりの自己負担分 (2割)	1日当たりの自己負担分 (3割)
要介護 1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護 2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
要介護 3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護 4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護 5	8,450円	845円	1,690円	2,535円
要支援 2	7,490円	749円	1,498円	2,247円

②各種加算（月額）

	金額（1割）	金額（2割）	金額（3割）	備考
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日	入居日より30日以内
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	180円/月	360円/月	540円/月	職員総数のうち、常勤の職員が75%以上
科学的介護推進体制介護	40円/月	80円/月	120円/月	
生産性向上推進体制加算	10円/月	20円/月	30円/月	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	個別の総単位数(1ヶ月分)に、加算率(17.8%)を乗じた単位数			

③食費

1日当たり自己負担 1,400円（朝食400円 昼食500円 夕食500円）

④管理費（住居費13,445円・光熱水費17,966円）

31,411円/月

⑤おむつ代

別途、実費を申し受けます

6 認知症対応型共同生活介護ご利用サービスの終了

- 1 利用者は、事業者に対し（14日間の予告期間において）文書で、通知することによりこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係らず、30日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が病院又は、診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後1ヶ月経過しても退院できない事が明らかになった場合。
 - ③ 利用者が、事業者の職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - ④ 止むを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。
- 3 利用者が、要介護認定の更新で自立、又は、要支援1と認定された場合、所定の期間を持って契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が他の介護保険施設に入所した場合

②利用者が死亡した場合

7 衛生管理及び感染症対策

利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 2 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業者は、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

8 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報については、事業所内のサービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとします。

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者の家族等にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等及び市町村へ連絡するとともに、事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取組を行います。

また、サービス提供により賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 非常災害対策

クローバーズ・ピア八戸ひまわりの家防災計画に準ずる。

※必要な場合は、ご家族又は緊急連絡先、主治医に連絡を取ります。

13 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

14 身体拘束の禁止

原則として、利用者の事由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族等へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。

15 職場におけるハラスメント

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

職員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

16 相談、要望、苦情等の窓口

サービス内容に関する苦情

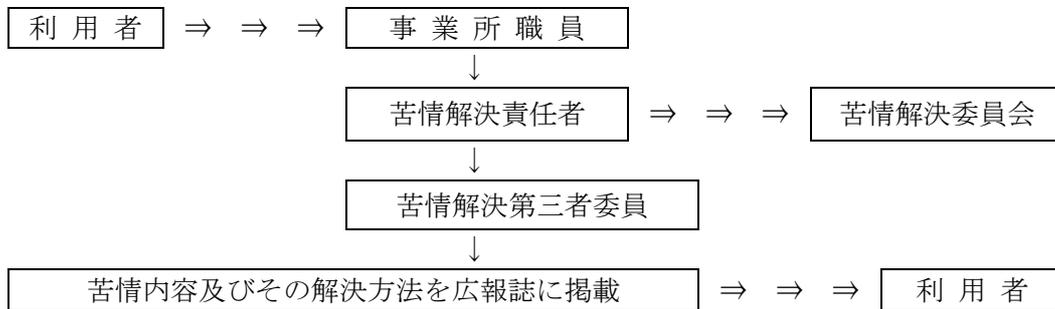
(1) 当法人相談、苦情担当

担当者 福島 洋平
電話番号 0178-45-5304

(2) 当事業所相談、苦情担当

担当者 荒川 真知子
電話番号 0178-45-5304

(3) 苦情処理体制



(4) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ア 八戸市介護保険課 0178-43-9292
- イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

16 協力医療機関等

<病院名> 於本病院

住所 八戸市大工町10番地 TEL 0178-43-4647

あこう歯科医院

住所 八戸市南郷市野沢字市野沢33-1 TEL 0178-82-2525

